

東京都子供・子育て会議
第15回 計画策定・推進部会
議事録

日時 令和元年6月27日(木) 14時00分～16時02分

場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

次第

1 開会

2 検討事項

○取組事項の具体的検討について

- ・母子保健施策等について
- ・地域の子供・子育て支援について

3 閉会

出席委員

松原部会長、安念委員、伊東委員、内野委員、条原委員、小山委員、今野委員、市東委員、篠原委員、杉崎委員、福元委員、山内委員、横田委員、吉岡委員、吉田委員、菊池専門委員、齊藤専門委員

オブザーバー

吉田氏

配付資料

- 資料1 東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会委員名簿
- 資料2 東京都出席者名簿
- 資料3 第14回計画策定・推進部会における意見
- 資料4-1 母子保健施策等の体系
- 資料4-2 地域の子供・子育て支援施策の体系
- 資料5 母子保健施策等に係る主な事業・平成31年度新規事業
- 資料6 安心して産み、育てられる周産期・小児医療体制の整備
- 資料7 地域の子供・子育て支援に係る主な事業・平成31年度新規事業
- 資料8-1～8-3 課題・論点①～③
- 資料9 計画検討スケジュール

委員提出資料

(参考) 資料集

開 会

午後 2 時 0 0 分

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 申しわけございませんでした。定刻を少し過ぎてしまったのですけれども、ただいまから「東京都子供・子育て会議 第 15 回計画策定・推進部会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本部会の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の桑田です。よろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。本日は、資料 1 から 9 ままで、委員提出資料並びに資料集を御用意しております。また、常用の参考資料として関係法令などをつづった青色のパイプファイルと現計画の冊子を置かせていただいております。資料の不足等ございましたら、お気づきの時点で構いませんので、挙手でお知らせいただければと思います。

続きまして、委員の辞任について御報告いたします。子育て支援事業者からの委員の一人であります須藤委員と、区の代表の専門委員として来られていました加藤専門委員については辞任されました。後任の委員につきましては、現在、調整中でございます。

本日の出欠状況ですけれども、河邊副部長、小野委員、城所委員、星委員、矢島委員、正木専門委員、オブザーバーの柏女委員におかれましては、所用により御欠席の御連絡をいただいております。また、杉崎委員、安念委員からはおくれるという御連絡をいただいておりますが、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、東京都の事務局でございますけれども、資料 2 の行政側名簿のとおりでございますので、御参照いただければと思います。

この会議は公開であり、配付資料、議事録については後日ホームページで公開することを申し添えます。また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は松原部長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松原部長 よろしくをお願いいたします。

今日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、検討事項の大きな柱は「取組事項の具体的検討について」ということで、母子保健、地域の子供・子育て支援ということで当議題が準備されております。皆様の貴重な御意見を伺ってまいりたいと思います。

それでは、始める前にオブザーバー参加についてお諮りをいたします。富士通エフサ

ス労働組合の星委員が御欠席ということですが、（推薦団体である）連合東京の吉田様のオブザーバー参加について承認いたしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

- 松原部会長 ありがとうございます。それでは、承認されたという取り扱いをさせていただきます。

では、審議に移らせていただきます。「取組事項の具体的検討」ということで、今日は、先ほど申し上げたとおり、母子保健施策と地域の子育て支援について、2つの事項がありますので、前半と後半に分けてそれぞれ御議論をお願いしたいと思います。前半は、前回部会の意見の整理について御報告いただいた上で、続けて母子保健施策について審議をいたします。まず、事務局から説明をお願いいたします。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、資料3及び資料4について私から説明させていただきます。

まず、資料3でございますが、前回の部会でいただきました主な意見を記載した資料でございます。全ての意見を網羅し切れてはおりませんが、「理念・視点・方向性について」「子育て支援の具体的な取り組みについて」「人材育成について」ということで、大まかに3つのカテゴリーに分類させていただきました。学童クラブ、子育てひろばについてなど、本日の検討事項にかかわる御意見も掲載しておりますので、議論の中で適宜御参照いただければと思います。

続きまして、資料4の御説明です。こちらは4-1、4-2と2枚つづりの資料になっておりますが、本日の検討事項の2分野の施策の体系図で、横軸に年齢を置きまして、年齢ごとに対象となる事業がわかるような図です。こちらも、それぞれの分野の資料説明または議論の中で各事業の位置付けを確認するための見取り図として適宜御参照いただければと思います。

資料4-2を御覧いただきたいと思います。「地域の子供・子育て支援施策の体系」の表です。一番下の米印に記載のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、障害児通所支援、社会的養護施設等以外の施策体系となっております。以外とされたこれらにつきましては、次回以降の部会で議論する分野ですので、御承知おきいただければと思います。

資料3、資料4の説明については以上です。

- 佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 それでは、続きまして、母子保健施策等に係る主な事業や課題・論点について御説明させていただきます。事業推進担当課長、佐瀬と申します。

まず、資料5を御覧ください。「母子保健施策等に係る主な事業・平成31年度新規事業」とございまして、項目を並べております。事業が多岐にわたり、時間に限りもございするため、まず、母子保健事業の概要について御説明させていただき、後は資料8-1、8-2の課題・論点と対照するものについて抜粋してお話しさせていただきたい

と考えております。

まず、資料5の1ページ、母子保健事業の概要でございます。

母子保健事業は、妊産婦や乳幼児の健康にかかわる仕事でございます。母子保健法に基づきまして行っているもので、実施体制として大きく括っておりますが、特別区、八王子市、町田市、そして市町村のほうで母子健康手帳の交付や妊産婦・乳幼児に対する健康診査等の基本的サービスを行っております。東京都は、区市町村に対する支援ということで、母子保健研修、人材育成、後で御説明いたします「ゆりかご・とうきょう事業」、産後ケア支援事業等を行っております。また、専門的・広域的な母子保健事業ということで、「子供の健康相談室（小児救急電話相談）」「妊娠相談ほっとライン」等を行っております。

2ページを御覧ください。母子保健事業の概要ということで、具体的な区市町村における事業でございます。区市町村がこれらの直接的なサービスを行っておりまして、時間経過で左端が妊娠、お生まれになって、乳児期、幼児期と流れてまいります。妊娠して妊娠届を区市町村にお出しになられて、母子健康手帳を交付されて、その後、区市町村で一部公費負担の14回の妊婦健康診査を受けていただきまして出産、出産された後は、新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問などのサービスや、乳幼児健康診査、両親学級等のサービスを受けられます。

東京都は、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）とございますが、保健師等専門職による妊婦全数面接、育児パッケージ配布、また産前・産後サポート事業、産後ケア事業といった事業に区市町村が取り込まれるときにそれを支援する、補助するという形で行っております。

続きまして、資料8-1「論点・課題①」を一緒に御覧ください。

まず、妊娠・出産に関する支援の推進でございます。

課題・論点の一番最初の丸として「妊娠適齢期等に関する普及啓発について」を挙げております。先ほどの資料5の3ページを一緒に御覧ください。「妊娠適齢期等に関する普及啓発」とございます。現状、理想の子供数や実際に持つつもりの子供数の低下傾向と晩産化の進行で、東京都におきましては、第一子出生時の母の平均年齢は32.3歳となっております。

都の取り組みとしまして、若い世代の男女が不妊や妊娠に関する正しい知識を持った上でライフプランを考えられるよう、メディアを通じた普及啓発を行っております。平成30年度はウェブサイトを開設したほか、リーフレットを作成し、今年度につきましても引き続きウェブサイトの運営と成人式等を含めたリーフレットの配布を予定しております。

課題の1つ目としまして、資料8-1ですが、「若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発が必要」ということで、論点として「さまざまな媒体の活用など普及啓発の手法・内容について」を挙げております。

続きまして「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」についてでございますが、資料5の4ページをごらんください。「妊娠相談ほっとライン」ということで、地域のつながりの希薄化等により周囲に相談相手がいないなど、不安を抱える妊産婦がふえているということで、都の取り組みとしまして、予期しない妊娠や、妊娠・出産に関する悩みの相談窓口を開設することにより適切な支援につなげるということで、平成26年から開設しております。看護師などの専門職が電話とメールで相談に応じておりまして、必要に応じて関係機関を紹介するとともに、継続的な支援が必要な場合は保健所・保健センターへの相談をお勧めしております。

続きまして、5ページを御覧ください。30年度まで相談時間として月曜日から土曜日まで開設しておりましたが、体制の強化ということで今年度はさらに日曜日にも開設するようにしております。そして、区市町村との連携強化ということで、相談者と相談員が話して、区市町村への御相談を必要な方にお勧めするだけではなくて、特定妊婦等と思われる方からの相談等があった場合は区市町村のほうに直接、情報連絡をするということで、丁寧におつなぎが出来るような働きかけを始めているところでございます。

資料8-1にお戻りいただきまして「悩みを抱える妊婦等の相談に適切に対応していくことが必要」ということで、論点として「より相談しやすい相談体制のあり方について」を挙げております。

続きまして、資料5の7ページ目を御覧ください。「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」でございます。こちらは、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わることで不安を軽減するとともに、ニーズに応じた支援を切れ目なく行うというものでございます。事業期間が平成27年度から平成31年度の5年間となっております。実施主体は区市町村で、現状、平成30年度の実施自治体数は43となっております。

どのような事業の中身かと申しますと、包括的支援事業の四角の中に基本事業と書いておりますが、保健所・保健センター等で全ての妊婦を対象に専門職が面接を行って、心身の状態、家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握いたします。支援が必要な方には母子保健サービス等を選定し、情報提供を行ったり、必要に応じて関係機関の担当者につなぐなどの積極的な関与を行うことと、面接をした妊産婦等に育児パッケージ、これは育児支援品などのプレゼントでございますが、それを配布するのが基本の中身になります。

任意事業として、産後ケアに取り組んだり、産前・産後サポート事業に取り組まれる区市町村も、基本事業とあわせて東京都から人件費や育児パッケージ代やその事業を行う経費の補助を行うというものでございます。

資料8-1の「ゆりかご・とうきょう事業」のところに戻っていただきまして、こちらは平成27年度に開始されて今年度で5年経過しますので「今後の事業のあり方について再検討が必要」という課題がございます。論点には「これまでの事業の効果検証を

踏まえた、区市町村に対する支援内容について」を挙げております。

続きまして、資料5の8ページを御覧ください。「子育て世代包括支援センターの全国展開」ということで、これは国の資料でございます。子育て世代包括支援センターは、国が母子保健法に位置づけたもので、2020年度末までに全国展開を目指すとなっております。

その中身としましては、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるような相談支援を行うという位置づけになっております。点線で囲ってある部分に「保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー」とありますが、その中に①から④までやること書いてあります。その中身は「ゆりかご・とうきょう事業」で支援している区市町村の取り組みと重なるところがございます。右下に「子育て支援策」とありますが、国の考え方としては、このような母子保健のサービスと子育て支援策を一体的に提供できるようなセンターをイメージしているというところがございます。

資料8-1にお戻りいただきまして、子育て世代包括支援センターの部分ですが、「子育て世代包括支援センターとゆりかご・とうきょう事業の関係性を整理することが必要」という課題が考えられまして、論点として「ゆりかご・とうきょう事業のあり方を検討する中で、母子保健法のセンターの努力義務規定である子育て世代包括支援センターの設置を推進」を挙げました。

続きまして、資料5の10ページを御覧ください。「産後ケア事業」、国の資料でございます。国の補助事業としまして、実施主体は市町村で、対象として産後に十分に家族等から家事及び育児などの援助が受けられない方、心身の不調または育児不安がある者等に対して行うものです。

事業の概要の中の事業内容を見ていただきたいのですが、①の褥婦及び新生児に対する保健指導及び乳房マッサージを含む授乳指導と、②の褥婦に対する療養上の世話が中心の事業になります。実施の方法は、宿泊型やデイサービス型、アウトリーチ型とありまして、実施は、助産師、保健師または看護師等の担当者を配置して行うということで、国は、これを行う市町村に対して補助率2分の1で補助しているところがございますが、東京都におきましても、取り組む自治体に補助を行っているところで、平成30年度に取り組まれた自治体は24まで増えている状況でございます。

資料8-1の「産後ケア等の充実が必要」という課題に目を移していただきまして、24までは増えておりますが、産後ケア等の充実は今後も必要と考えられるもので、論点として「区市町村がより取り組みやすくなるための支援内容について」を挙げております。

続きまして「不妊検査・不妊治療等について」でございます。資料5の14ページをお開きください。「特定不妊治療費助成事業について」でございます。こちらは、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療に対する費用の一部を助成するというもので、経済的負担の軽減を図るものがございます。国の枠組みで行っているも

のでございますが、東京都として、これまで一部の助成金に上乘せをしたり、対象者に事実婚の方を含めたり、また、平成31年4月改正とございますが、国のほうでは男性不妊治療の初回助成額を30万円に拡大したところですが、都として今年度、所得制限を905万円未満に緩和したところがございます。

続きまして、資料5の15ページを御覧ください。「不妊検査等助成事業の概要」でございます。これは東京都独自のものとございまして、早期に検査を受けて必要な治療を始めていただくということ、人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成するということが、東京都単独で行っている事業でございます。こちらについては昨年度までは妻の年齢35歳未満という条件がありましたが、それ以上の年齢の方でもニーズが高いということで、この4月から40歳未満に年齢制限を緩和しているところがございます。

続きまして、16ページを御覧ください。「不妊・不育ホットライン」でございます。不妊及び不育症、不育症は妊娠はされるけれども、流産や死産などを繰り返して子供を持つことが出来ないということですが、そういう方の悩みの相談を受けるとともに、検査や治療にどのようなものがあるか、情報提供を行うものです。相談員は、不妊治療や不育症支援に関する専門的知識を有する医師や、自身も不妊の経験のある女性相談員、ピアカウンセラーが従事して行っているところがございます。

資料8-1にお戻りいただきまして、課題としまして「不育症については、電話相談事業（不妊・不育ホットライン）により支援を行ってきたが、更なる支援の充実が必要」ということで、論点として「不育症のリスク因子を特定し、適切な治療や出産に繋げていくための支援内容について」ということで、不育症検査費助成の創設を挙げております。

資料8-2を御覧ください。併せまして、資料5は18ページをお願いいたします。論点・課題②の「慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援」で、小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援についてでございます。

小児慢性特定疾病と申しますのは、先天性心疾患や小児のがん、内分泌疾患など、さまざまな病気がございまして、現状、16の疾患群の756の病気に対して医療費助成を行っているところがございます。そういう病気と闘いながら育ちゆくお子様について移行期医療支援というものが、必要です。近年、医療の進歩で多くの患者の命が救われるようになってきていますが、治療や合併症への対応が長期化して、思春期、成人期を迎える患者も多くなっています。小児期から成人期に移行する患者に対して必ずしも適切な医療を提供できていない現状があるということです。こちらについては国の資料です。

どのような課題かと申しますと、医療体制の課題ということで、小児診療科と成人診療科の連携が不十分ということで、大人になってきた患者が大人の内科や大人のいろいろな科にスムーズに移行することができないという現状があります。次に、患者自立支援の課題があつて、難しい病気で小さいころ診療を受けていらっしゃっていますが、御自

身で病気のことを理解して自分で病気との付き合い方をわかってやっていくことが十分でない場合があって、それをもっと支援する体制が必要という課題がございます。

移行期医療支援体制整備事業の内容としましては、そういったお子様が成人後も適切な医療を受けられるように移行期医療支援を充実させるということで、下の絵にございますような移行期医療支援センターを都道府県が設置して、移行期医療支援コーディネーターを配置し、支援体制を整備する。あと、患者が自身の病気の理解を深めるなどの支援を実施するというものがございまして、今年度、都でも設置に向け、準備を進めているところでございます。

資料8-2に戻っていただきまして、そういったところから課題として、今申し上げた「小児期から成人期への移行期にある慢性疾病の患者に対して、適切な医療を提供することが必要」というところで、論点としましては、そういうお子様が大人になったときに対応可能な医療機関の情報の把握、また、そういった方の相談に対応する拠点機関の整備について、もう一つの課題としまして、患者が「移行期に自身の疾病を理解し、自己決定をするための準備を整えることが重要」ということで、論点として「患者自身が疾病に対する理解を深め、患者自身の意思で医療を決定するなど、患者の自律（自立）を促進するための、小児慢性特定疾病の患者及び家族に対する支援体制について」を挙げております。

私からの説明は以上でございます。

○池田福祉保健局医療政策部事業推進担当課長 続きまして、資料6につきまして、周産期医療と小児医療を担当しております医療政策部の事業推進担当課長の池田より御説明させていただきます。

資料6を御覧ください。東京都では、安心して子供を産み、育てられる環境づくりを推進することを目的といたしまして、周産期・小児医療体制の整備に取り組んでいるところでございます。

まず、周産期医療体制について、御覧ください。現状としましては、都内の出生数は約11万人弱の横ばいとなっております。その中で、低出生体重児、これは2,500グラム以下のお子様ですが、近年、横ばいということで、年間1万人ぐらい生まれている状況でございます。超低出生体重児の割合、こちらは1,000グラム未満と大変小さなお子さんですが、こちらもほぼ横ばいで、年間300人弱生まれている状況でございます。

次に、母の年齢別出生数では、こちらは5歳刻みで統計をとっておりますが、一番多い年齢区分は30歳から34歳の区分になります。次いで35歳から40歳で出生される方が多くなっております。

こうした現状を踏まえまして、これまでの取り組みでございますが、都では、周産期母子医療センターなどの中核的な病院と地域の医療機関との役割分担と連携を進めることによりまして、リスクに応じた適切な医療を提供する体制を進めております。

イメージ図といたしまして、まず、正常分娩等のローリスクな方に対応する一次施設、その上にミドルリスクに対応する周産期連携病院、その上にハイリスクに対応した周産期センターという体制を整備しております。周産期母子医療センターとは、産科、小児科双方から一貫した総合的かつ高度な周産期医療が提供できる施設でございまして、例えば産科では緊急対応切開術に速やかに対応できる人員や設備を有していたり、小児科では新生児集中治療管理室等の医療設備を備えている施設で、知事が指定、認定する施設です。妊婦の状況に応じまして都内を8つのブロックに分けまして、周産期センターを中心に連携体制を構築しております。

この体制に加えまして、スーパー総合周産期センターとして、墨東事案をきっかけとしまして、脳卒中や出血性ショックなどの重症な疾患により緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦が近くの医療機関等で受け入れが決まらない場合に、スーパー総合周産期センターが必ず受け入れることで迅速な診療が受けられるようにするシステムを構築しております。

また、8つのブロック内で搬送等の受け入れ先が見つからない場合には、周産期医療コーディネーターを配置しておりますので、こちらのコーディネーターが全都的な搬送調整を行っているところでございます。

続きまして、小児医療体制についてでございます。現状としましては、年少人口は増加傾向にございまして、その中で小児科医師の数は、微増ですが、増加傾向にございます。

これまでの取り組みといたしましては、小児患者に対しまして、その症状に応じた適切な対応が可能となるよう、周産期医療と同様に、小児医療体制も初期、二次、三次と役割分担と連携体制を構築しているところでございます。

初期では、地域の診療所などを、入院を必要としない風邪等の軽症者に対する医療機関として位置づけております。二次救急医療機関は入院を要する中等症の患者に対応する病院、三次救急医療機関は生命危機を伴う重篤患者に対応する医療機関、さらにほかの医療機関では救命治療が困難な、特に小児重篤患者を24時間365日必ず受け入れ、高度な医療提供を行うこども救命センターとして指定しているものもございまして。

そのほか、小児医療に関する普及啓発といたしまして、子供の急病時に慌てないための対処法などの基礎的知識等の情報提供など、普及啓発事業を行う区市町村を支援しているところでございます。

私からの説明は以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから主な事業、課題・論点の説明を受けました。ここから皆様の御質問や御意見をいただきたいと思います。御意見の前提となる質問については適宜事務局から回答していただきます。それ以外の質問については、御意見等ミックスでの部分もあるかと思っておりますので、後ほどまとめて事務局から回答していただくようにします。

では、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、まず提出資料をいただいております市東委員のほうから御発言をお願いいたします。

- 市東委員 今、説明の中にもありましたので、ほとんどの区市町村でなされていることなのですが、新生児を助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」をやっております。これが毎回、97.9%ということで、何回か訪問していただけるようなのですが、良い数字ではないかという思いがいたしまして提出させていただきました。

以上です。

- 松原部会長 ありがとうございます。

自治体はどちらでしたか。

- 市東委員 小平市です。

- 松原部会長 小平市の事例を提供していただきました。

それでは、皆様方から御質問、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、齊藤委員。

- 齊藤委員 三鷹市の齊藤です。

私のほうから三鷹市が取り組んでいる「ゆりかご・とうきょう事業」について御紹介させていただきたいと思います。

三鷹市では、平成28年度から「ゆりかご・とうきょう事業」を活用しまして、保健師が全ての妊婦を対象に面接する「ゆりかご面接事業」をスタートしています。面接した上で、心身の不調など積極的な支援が必要とされる妊婦に対しては、保健師が個々の相談者に応じた支援プランを御本人と一緒に作成した上で、医療機関への受診に同行したり、またその後も家庭訪問を継続するなど、安心した出産・子育てができるような支援を継続しています。また、面接を終了された方には、出産・子育てを応援するメッセージを込めまして、1万円分の子供商品券を贈呈しています。

平成28年度の実績ですが、1,303人の妊婦と面接を行いまして、何らかの支援が必要と判断された妊婦は117人、9%ほど、そのうち27人、2%の方については、児童相談所や子供家庭支援センター等の関係機関と連携して、問題が深刻化しないような取り組みを行いました。「ゆりかご面接」を通じて妊婦と市と顔の見える関係をつくるのが予防的な観点からも大きな意味があり、本事業実施の大きな成果と考えています。

これに加えまして、昨年7月から市内の医療法人への事業委託により、デイサービス型の産後ケア事業として「ゆりかごプラス」という事業も開始しております。こちらの事業は、妊娠8カ月以降の方を対象に市の保健師との面接を経て利用することができる事業で、30年度の実績としては、530人の登録がありまして、69人に御利用いただきました。今のところ、マンションの一室で1日2名が限度となっておりますので、日によっては断るケースも出てきています。

両事業とも妊娠・出産期の方に対する支援という点では市としても非常に事業効果が

高い事業と考えております。「ゆりかご・とうきょう事業」は事業期間が今年度までと示されていますので、今後も引き続き継続していただけたらと思っております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

三鷹市の具体的な事業を紹介していただきました。ほか、いかがでしょう。どうぞ。

○吉田氏 連合東京の吉田と申します。

都内で子供、子育て、医療の現場で働きまして、親でもある方々から御意見をいただきました。3点申し上げます。

まず最初に、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するために、各自治体では独自に、また都の「ゆりかご・とうきょう事業」も活用しまして、取り組みを行っています。事業名は「ネウボラ面接」「ゆりかご・めぐろ」「ゆりかご面接」「世田谷版ネウボラ」など、多種にわたっています。妊娠届を提出したときに妊娠期面接が行われることになりましたが、そのとき出た意見が「妊娠について人に話すことが余りなかったので楽しかったし、ためになりました。また、産後のことも教えてもらって今後の生活が相談できた」との声があったと聞きました。

子育て利用券は、今、齊藤委員もおっしゃいましたが、ゆりかご券も地域の子育てサービスを利用するツールとなり、地域とつながるために重要です。子育てを一人でさせない社会をつくるためにこうした取り組みが広がるとよいと思います。

しかし、自治体では、転入した妊婦を把握しにくいというお話も聞いております。世田谷区では年間300人から400人いると聞きました。工夫の必要があり、面接が出来なかった人への支援も必要です。また、産後うつ対策、産後ケアも必要で、自治体に取り組めるよう、都として、さらなる使いやすい支援、サポートも引き続きお願いしたいと思います。

次に、妊娠時に妊娠障害休暇、つわり休暇を労使、妊婦さんも会社もともに知らないことがありまして、休みを取れない、取りにくいことがあると聞きました。制度の周知をして柔軟な働き方が行えるよう、母体に優しい環境をつくっていただきたいと思えます。

3つ目ですが、生徒が社会に出る前に小さい子供と触れ合う経験がない中で、お母さんから話を聞く、赤ちゃんと触れ合うなど、親になる前の心得、事故予防、乳児の抱き方を実践する、命の大切さを知るなど、茨城県の県立高校では「赤ちゃんふれあい体験授業」を行っています。学校によって、選択授業、ホームルームなどで取り組む等、違うのですが、3年生の「子どもの発達と保育」での選択授業では「初めて赤ちゃんを抱いてかわいかった」との感想があったり、1年生の授業では、事前に保育人形でだっこの練習をして、4組のお母さんと赤ちゃんが来校されて、上手にだっこできたとの報告がありました。都内でも中3の家庭科で行われている区があると聞いております。参考になるのではないのでしょうか。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

具体的な提言もいただきましたし、事例も御紹介いただきました。吉田さん、妊娠時の最初のお話の中で産後ケアの充実というお話が出てきたのですが、具体的に何かこういうことというのはお聞きになっていますか。

○吉田委員 産後ケア事業をやられているNPOの方がいらっしゃるのですが、産後に体をもとに戻す、そういうところでいろいろ工夫されているということもあります。今まだ産後ケア事業のほうは任意でもありますし、全体で行われていないこともありますので、広がるような形で都として区市町村の方々と連携していただければと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○篠原委員 聖徳大学の篠原でございます。

東京都が、母子保健施策、母子医療費の助成等でこのように多岐にわたる事業を展開しているというのを改めて見せていただいて、今、資料4-1を見ているのですが、本当に素晴らしい取り組みだと考えています。こうやっているんな角度から、妊娠前から子育てのことを応援しようと都のほうから発信してくださっているのはとてもありがたいと思っています。

私、今、孫を育てているのですが、そこの中で感じているところが、2歳前後のちょうどしつけをする時期と子供の反抗期が重なったときの子育ての難しさというので、保護者の方、娘の仲間を見ているとすごく苦労されているし、町なかでも子供がわあわあ泣きながら、お母さんが怒って「お母さん、先に行くから」というような感じで、子供が泣きながら後を追いかけている姿などを見ると、あの時期の支援はすごく大事なのだらうと思うのです。反抗期と子育てのしつけの時期をどうやってうまく乗り越えていこうかというあたりの支援はどこで事業で行われているのかということが1点目に伺いたいところなんです。

2点目は、私、公立幼稚園の園長をしておりましたが、小学校の入学を前にしたときに、このお子さんはもしかして早い時期に専門機関にかかっておられたほうが、集団の生活に入るより、もっと細やかな丁寧な援助ができれば伸びていくだろうということを感じるお子さんがたくさんいました。でも、そのことを園から保護者に伝えるということの難しさがあったりします。もしここで、例えば5歳児健診というところがあったら、専門の機関に早くかかれて早期に専門の対応ができるのではないかとことを常々思っていたので、東京都のこの事業の中ではどこでそういったことがなされているのかというところを伺いたいと思っています。

○松原部会長 2点、御質問が出ましたが、時間の関係もありますので、この時点で、ほかに御質問がなければ今まで出た御意見等をまとめて答えていただくのですが、ほかにいかがですか。吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。

まず、母子保健法についての事業になりますので、母子へのケアが基本ということだと重々承知していますが、その背後にいるというか、横にいる父親の存在をどう捉えていくかというのも非常に大事な役割の一つだと思います。妊娠期の妻もしくはパートナーを持つ男性へのケアというところの視点もやはり必要ではないかと思います。もちろん「妊娠相談ほっとライン」等々あるのですが、男性のニーズというものについては、高くはないと思うのですが、門戸を閉ざすことがないように工夫していただければと思っております。

また、子育て世代包括支援センターと「ゆりかご・とうきょう事業」との関係性ということ言えば、うまくすみ分けができるなら、すみ分けてほしいというところと、もしくはそれができない、難しいということでしたら、整理統合も必要ではないかと思われました。

もう一点、妊娠適齢期に関する普及啓発ということで、若い世代に対しての知識ということですが、今、内閣府のほうでも地域少子化対策重点推進交付金というものがあります。私はその審査員もしているのですが、各市町村、都道府県がそういった意味ではうまく活用できる補助金でもありますので、そういったところもうまく使いながら、逆に、使うことでそちらの予算も大きくなって補助も大きくなるということもあるかもしれませんので、区市町村はそういったところも活用して、もっと若いうちからそうした施策、知識もきちんと学べるようにしていただければと考えます。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。どうぞ。

○安念委員 中央大学の安念です。

今の吉田さんの御意見の前半部分に全く賛成です。この新規事業だけではなくて全てについて当てはまることですが、できるだけジェンダーニュートラルな表現にしていきたいと思います。私の知る限り、女性だけで生まれた子供というのはいないはずで、全て、それこそ横に男性がおり、家族がいるはずですので、どのような支援についても男性をも視野に入れて、できるだけニュートラルな表現でやっていただきたいと思います。そうでないと、このように施策がきめ細かくなればなるほど、それが女性向けだとなると、ますます妊娠や育児が女性の仕事だというイメージをつくってしまいますので、かえって女性を追い詰める結果になりかねない。もともと想定していた目的が達成されないということになりかねませんので、その点をお願いしたいと存じます。それが一つです。

もう一つは、これは吉田さんの御意見から離れてしまいますけれども、この会議は、全体にそうなのですが、お金がどれだけかかるのかということが十分に開示されていない気がします。もちろん役所のほうは全て予算で動いているから、そんなものは百も承

知だということになると思うのですが、どんな事業だって税金を使っている以上はコストパフォーマンスを考えざるを得ないので、どれだけ金がかかっているのかということは明示すべきだと思います。私は、金をけちれと言っているのではないですよ。子供に投資するのはとてもいいことなのですが、同じお金を、例えば1億円の予算なら1億円をかけるのなら、その中で最も効率的なお金の使い方を検討するのが当然なので、やはり全ての問題の裏街道としてお金が幾らかかるのかということを示していただくのがいいのではないかと思います

もう一つ、今でもこの枕言葉があるのかと思うのは、「核家族化」や「地域のきずなの希薄化」というものです。それによって子育てが何とか、という言い回しがもうずっと続いております。私の知る限り、近代以前の家族というのが再構成できる場所はヨーロッパの一部と日本しかないのですが、そのいずれにおいても、家族というのは出現以来、核家族だったのです。つまり、核家族でない家族というのは経験したことがないはずで、もちろん3世代家族というのがなかったわけではないし、今でもあるのですが、近代以前の3世代家族というのは、一番上の最初の世代というのは非常に寿命が短かったので、3世代で同居しているという家族はごくまれだったのです。小規模で核家族が主流でした。

したがって、核家族化が子育てを困難にしているのなら、その状況は500年ぐらい続いているはずで、それから、地域云々と言いますが、昔の地域というのがとてもほんわかしてサポーターだったなど、全くナンセンスです。子育ての仕方が物すごく乱暴だったから、それでもいいような気がしただけなのです。

我々は小さいころから、野口英世が子供のころの話を聞きましたが、親が子供を一人で家に置いて、いろりの火の中に手を突っ込んでしまったら、今なら犯罪視されかねません。しかし、当時はそれが当たり前だったから、地域がサポートしているような感じがしているだけです。昔よりも今のほうが子育てが困難になったのは、子供を大切にするようになったからです。昔は10人生まれれば5人、“歩留り”がそれでよかったのです。非常に粗放な育児だったから、昔のほうが楽だった、それだけの話です。ですから、この手の枕言葉はぜひやめていただきたい。

以上です。

○松原部会長 御意見も交えての御発言でした。

ほかになれば、事務局から答えられる部分を答えていただきたいと思いますが、よろしいですか。順番が御発言とは前後することもあるかと思いますが、事務局からお願いいたします。

○佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 それでは、答えられる部分を答えさせていただきます。さまざまな御意見や御質問を頂戴しまして、ありがとうございます。

まず「ゆりかご・とうきょう事業」については、三鷹市の具体的な取り組みの様子や、連合からの具体的なお声などを御紹介いただきまして、ありがとうございます。「ゆり

かご・とうきょう事業」につきましては、今年度が事業期間の終期ということにはなりますが、こちらにつきましては、皆様からのそういった御意見も頂戴して、今年度はこれまでの取り組みの効果なども見ながら、来年度に向けてどのような形でやっていくのかというところを考えてまいりたいということで進めているところでございます。

次に、産後うつや産後ケアの取り組みも引き続きというような御意見も頂戴しております。こちらにつきましても、産後ケア実施自治体が24というところまでは来ましたが、産後うつの予防など、とても大事な事業と認識しているところで、今後どのような東京都としての支援ができるのか、考えてまいりたいというところでございます。

転入妊婦の把握については、それぞれの区市町村で工夫してされているところではあると思ひまして、御意見として頂戴いたします。

多岐にわたる展開について御評価をいただきまして、2歳前後のしつけをする時期の反抗期の子育ての難しさというところで、どうやってこの時期を乗り越えていくのか、この時期の支援が大事ということで、そういったところがどこで支援がなされているかという御質問があったかと思ひます。子育ての相談につきましては、私の所管している母子保健の分野ですと区市町村の保健所・保健センターで困り事について相談することはできまして、そこで保健師等がそのお困り事の相談に乗って御助言するというですとか、所管を離れてしまいますが、やはり区市町村にございます児童館や子育て支援の部署で御相談されてもやはり御助言はいただけるものと考えております。

専門機関にかかったほうがもっと伸びるであろうというような御質問については、支援が必要なお子さんに関する議論というところでまた別の機会があるのではないかとということと、5歳児健診というものに関連してどこで支援がなされているかということですが、5歳児健診については取り組みをされている自治体が幾つか、あることはあります。課題としまして、5歳のお子さん方皆様が健診して、ハンディキャップというのが、そのお母さんが困っているという現状があると、指摘されたときにお母さんも受け入れて相談につながるのですが、お母さんにその意識がないとなかなかうまくいかなかったり、受け皿となる機関がありやしやというところもあって、取り組まれている自治体とそうではない自治体があると認識しているところでございます。

続きまして、男性へのケアも忘れないでくださいというような御意見も幾つか頂戴しました。とても大事なことだと考えておりますので、子育ては母だけではなく、もちろん父も一緒に参画していただくということで、いろいろな事業を考えていくときに意識してまいりたいと考えております。

「妊娠相談ほっとライン」についても、相談者は女性の方ばかりではなくて、妊娠している女性のパートナーの方からお電話をいただいているというのも記録を見てありますので、今後とも男性へのケア、お父さんというところもしっかり見て、考えてまいりたいと思ひます。

お金についての明示や、枕言葉についてはしっかり御意見として頂戴して、今後考え

てまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○松原部会長 事務局はこれでよろしいですか。大体カバーしたお答えをいただけたと私も思いますが、財政のことについては、いただいているさまざまな総合計画のこういったものには幾ら幾らと入っていたのですね。こういうのも見ながら議論になると思います。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 今回御指摘いただいた母子保健に限らず、今後の部会の資料で、できるだけ決算額や予算額を事業ごとに表示できるように資料の工夫をしてまいりたいと思います。

○松原部会長 どうぞ。

○安念委員 注文ばかりで申しわけないのですが、もしできるなら、国からの補助金があるうちどれくらいを占めているのか、概要でもいいから示していただきたい。国からもらう金は盛大に使えばいいと思います。都民自体の懐から出ているのはしっかり使わなければと思いますが、国からだって都民の懐から出ているのだけれども、その点はやはり都の機関としては着目すべきだと思いますので、可能であればそれを表示していただけませんか。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 承知しました。

○松原部会長 それでは、後半のほうに入ってまいりたいと思います。

検討事項の「地域の子供・子育て支援について」、まず説明を事務局からお願いいたします。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 では、関係資料等につきまして御説明させていただきます。少子社会対策部家庭支援課長の竹中と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、東京都における地域の子供・子育て支援に係る主な事業につきましては、先ほどちょっと触れましたが、資料4-2を御覧いただきたいと思います。学齢期における学童クラブや放課後子供教室、また乳児期から18歳まで、子供の育ちをとおして支援ができる児童館や子供食堂推進事業、ショートステイ、また、60の区市町村にある地域に身近な相談機関、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センター事業や、要支援家庭施策として民生・児童委員の皆様による支援活動を初めとして、「ひろば」等に積極的にいらっしゃることのできない方に対して支援が届くように、子育て家庭に対するアウトリーチ型食事支援等々、実施主体である区市町村を支援するさまざまな施策をこのように展開しているところでございます。

そうした中で、資料8-3の「地域の子供・子育て施策の充実について」の課題・論点を資料7をもとに御説明できればと思っておりますので、2つ御用意いただければと思います。

課題・論点の1つ目は「放課後の居場所の充実について」でございます。

課題の1つとして「学童クラブの量と質の確保」を挙げております。資料7の13ページを御覧いただければと思います。上段のグラフは、平成17年から平成30年までの5月1日時点の登録児童数の変化です。東京都子供・子育て支援総合計画におきましては、平成27年度から平成31年度末までに登録児童数12,000人分増の計画を立てましたが、平成29年度の間見直しで19,000人増と改定しております。その結果、平成30年には平成26年の89,327人から16,500人ふえて、105,805人となっております。今年度末には19,000人増を達成できる見込みとなっております。

一方、下段のグラフの待機児童数の状況を見ていただきますと、平成24年の児童福祉法改正によって平成27年度から対象年齢が小学校6年生まで拡大となった影響や、共働き世帯の増などによって待機児童は減ることなく増加となっております。

ちなみに、平成30年度につきまして3,821人の待機児童数となっておりますが、これは前年比221人増となっております。これにつきましては、特定の自治体で大型マンションができて対象利用児童数の急増といった地域偏在や、小学校6年生まで対象を拡大した自治体があったということが要因と伺っております。

次に、14ページを御覧ください。こうした状況に対しまして、東京都は、待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行うための放課後児童クラブ整備補助のかさ上げや、都型学童クラブといった東京都独自の施策を行っております。

例えば、学童クラブ整備費補助では、平日午後7時以降開所するクラブを創設する場合の設置者負担を2分の1軽減したり、既存施設の改修や備品等の購入費等の補助率のかさ上げ、昨年度からは、学童クラブの開設準備支援事業として開所準備のために必要となる賃借料を国の基準にプラスした補助をしております。

また、学校内での設置においてもこうした補助が利用できますとともに、17ページを御覧いただければと思いますが、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づきまして、学校内等で放課後子供教室との一体型を進めるために、250日以上開所し、放課後子供教室と連携を行う連携推進員を配置したと都型一体型学童クラブをモデル事業として今年度開始しております。東京都として一体型を進めることは、待機児童解消の一翼を担うとともに、学童クラブを利用するお子さんが学童クラブを利用していない子供たちや近隣の方との交流の機会がふえるなど、メリットがあると考えております。一方で、私どもで区市町村に行った調査では、学童クラブを実施する上で余裕教室がないとか、人材の確保が非常に困難というような意見もいただいております。

そのほか、待機児童解消のために学校以外の場を利用した放課後緊急対策事業といたしましても、児童館等を活用した待機児童等の受け入れのための安全管理要員の配置補助なども行っております。

15ページを御覧いただければと思います。「小1の壁」の解消を図る一方、質の担保を図るために東京都では都型学童クラブを都単独事業として実施しております。左下

の表に記載しておりますが、平日19時以降までの時間延長と開所日数を大幅にふやす一方、専用区画や職員体制などは国の基準以上とする公設民営・民設民営学童クラブに上乗せ補助をするという事業を平成22年度より進めておりまして、質の向上と量の拡充を両方図っているところでございます。

こうした中、資料8-3におきまして、論点として3点ほど挙げております。1点目として「待機児童の解消に向けた量の拡充の取組について」、2点目には「国の『新・放課後子ども総合プラン』における『新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小中学校内で実施することを目指す』目標について」、3点目に「放課後児童支援員の資格及び配置基準が参酌化される中、サービスの質の担保・向上及び人材の資質向上のために取り組むべきことについて」など、御意見として頂戴いただければと思っております。

また、児童が身近な地域で安全・安心に放課後を過ごす場として、資料7の9ページに戻っていただいて、昨年度から東京都の事業として始めました「子供食堂推進事業」、また、10ページの学習支援等を行う「子供の居場所創設事業」なども行っていますが、身近な地域における安全・安心な居場所の充実をさらに図る必要があると考えています。「児童が安全・安心に放課後を過ごす居場所として、学童クラブ、児童館それぞれに期待される役割について」「食事の提供や学習支援等を行う地域の『居場所』の量と質の充実を図る取組について」、そして、子供たちが食事等を通して地域につながるための誘導策などを論点として、御意見をいただければと思います。

課題・論点の2つ目の「地域で子供と親を見守り支える取組について」でございます。

昨年度、この部会のオブザーバーである柏女委員が児童福祉審議会専門部会の部長としてまとめていただいた提言の一つを本年度、事業化したものでございます。資料7の7ページを御覧いただければと思います。子供の障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる「ひろば事業」を今年度のモデル事業として実施しております。障害や発達等に関する相談支援を担当する専門職の「ふらっとひろば支援員」を配置した「ふらっとひろば事業」を立ち上げております。また、「ひろば」や子供食堂等にも行くことをためらうような親子への支援策として、子育て家庭に対するアウトリーチ型食事支援事業も立ち上げておりますが、引き続き、こうした地域で見守りを支える取り組みのさらなる推進が課題であると考えております。

資料8-3の論点の「支援が必要な家庭や子供の安全確認ができない家庭へのアウトリーチ型支援及び子育て親子同士の交流や地域とのつながりをつくる子育てひろばの充実について」御意見をいただければと思います。

また、そうした要支援家庭を適切な支援につなぐ取り組みの強化も大切だと思われませんが、論点の「母子保健部署と子育て支援部署の連携強化策について」、東京都としてどのように進めるべきか、この部分についても御意見をいただければと思います。

私からの説明は以上です。

○大木教育庁地域教育支援部生涯学習課長 私の方から一点、御説明させていただけれ

ばと思います。教育庁生涯学習課長の大本と申します。

今の家庭支援課長の説明とかなり重複する部分がございますが、資料7の16ページにあります放課後子供教室について、補足的になります。御説明したいと思います。

今、学童クラブとの連携という形で名前は挙がったところでございますが、この放課後子供教室につきましては、文部科学省の補助金事業でございます。全ての子供を対象として、放課後や週末などに小学校の校舎などを活用して、安全・安心な居場所を提供することを目的としておりまして、区市町村が実施主体となるものでございます。地域のコーディネーターが教室の運営などの調整をしながら、活動の支援員、サポーターなどと連携して、さらにそこに地域住民の方々など、さまざまな方々の参画を得て実施するというものでございます。

今年度も都内1,278カ所での実施が予定されているところでございまして、ただ、実施の日数、内容については教室によってさまざまでございます。学習支援や多様な体験プログラムなどが実施されている教室も増えているところでございます。昨年度の実績につきましては、左下のとおりでございまして、島嶼地区を除いてほとんどの区市町村で実施されている状況でございます。

この間、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づきまして、学童クラブとの連携も進めてまいりました。特に、学童クラブと同一の小中学校内で両事業を実施しまして、学童クラブの子供も放課後子供教室の活動プログラムに参加できる、これを一体型と称しますが、一体型を推進しております。実際、右下の表のとおりでございまして、この間、一体型での実施が増えてきているという状況でございます。

補足的になります。説明させていただきました。ありがとうございました。

○松原部会長 それでは、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、先ほどと同じように、御意見の前提となる質問については適宜お答えいただいて、それ以外の質問については後ほどまとめて事務局から回答をお願いしたいと思います。

提出資料が2つございまして、市東委員、横田委員の順番で御発言いただきたいと思っております。そこから始めたいと思っております。

○市東委員 小平市の「子育てふれあい広場」という事業です。民生・児童委員の中の主任児童委員制度ができて25年たちますが、その主任児童委員制度ができた当時から子供のための「ふれあい広場」が始まりました。現在では11カ所の地域センターで行っておりまして、主任児童委員だけではなくて児童委員も加わり、また、卒業した父母が加わるようになりました。今は専業主婦の支援にもなっているということで、とてもにぎわっております。また、先ほどからありました母子手帳を交付したときにこの広場を紹介することで、妊娠しているお母さんも見えていまして、自分の子育てに対するイメージができると言われております。

以上です。

○松原部会長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 横田です。

意見書を出させていただいたのですが、放課後児童健全育成事業ということで、先ほど東京都からの御説明にもありましたように、学童クラブに関しましては、待機児童も非常に増えている。それから、小学校や児童館であったり、いろんな場所を確保しながら、たくさん予算もとっていただいているとは思いますが、東京都認証保育所が東京都の中でもかなりありますけれども、だんだん認可保育所や小規模保育所が増えている中で認証保育所も地域によっては空きの定員が出てきております。

そこで、空いている場所や、業態の変更と言ったらテクニクのどのかなという部分もあるのですが、認証保育所において保育に支障が生じない範囲で学童クラブが実施できるような工夫は何かできないかというところで意見をさせていただきました。

卒園児が小学校に上がったばかりの頃は通いなれた保育園で少しの時間お迎えを待つというような、きょうだいがいて認証保育所に下の子を預けていらっしゃれば、保護者の方もお迎えと一緒にできるということで非常に有用ではないかという感じはしております。実際、私の知っている認証保育所でも学童クラブを併設しているところがありますが、完全に自主事業という形でやっているところが多いですね。

ただ、現状、ニーズと、認証保育所でも学童クラブをやってみたいというところがどれくらいあるのか、それをやるに当たってどのようなハードルがあるのか、いろんな基準があると思いますので、そこは今後、精査していかなければいけない部分があると思っています。どこかで実態調査ができるような形であれば、学童クラブの待機者の解消に認証保育所を活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問を受けてまいりたいと思います。いかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 山内と申します。よろしく申し上げます。

今、小学生の親として、学童クラブを週に何回か利用させていただいていて、感謝しているところです。

ここの論点のところにもありますとおり、学童クラブの量と質の確保というところで、量といった面では、当然、待機児童がいらっしゃるところでは解消していく、これは大事なところだと思います。

一方で、質の部分ですが、保育園に通わせているときは安心・安全が一番大事だったのですが、小学校の学童クラブに入ってから質という点では、もう少し教育的な面を増やしたほうがいいのかというのが個人的な意見です。小学生になって、よりアクティブになるので、子供たちの安心・安全が最も重要であることは間違いないのですけれども、一方で勉強するということについては、先ほど教育庁の方もおっしゃったように、教室によってさまざまということだと思います。2020年度から英語やプ

プログラミング、そういった勉強の部分で小学生もいろいろやらなければいけないことがふえてくる。そういったところを放課後クラブで若干でも吸収できればと思っています。塾とか、そういったところに通わせればいいのではないか、そこまではできないというようなことであれば、それは仕方がないのですが、比較的裕福なところは塾に通わせてサポートすることができますけれども、そうでない御家庭のところについてはそういったところでの差が出てくる。ひいては格差につながってくるのではないかと日々思うところです。したがって、全体的な底上げという観点では教育の部分でも質のところを高めていただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○安念委員 都型の学童クラブの法的な位置づけは児童福祉法に基づく放課後子供クラブであって、さらに上乘せの何かをしている、つまり、都だけの独自の制度であるわけではないと理解すればよろしいわけですか。そうすると、結局、実施主体というか、実際にオペレーションをやっているのは区市町村、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 そのとおりです。

○安念委員 わかりました。ありがとうございます。

私は別に専門家ではないのですが、半年前ぐらいに内閣府のある組織で学童保育の問題を取り上げて、特に一体型と称するものが何であるのかというのを全然知らなかったもので、厚生労働省と文部科学省の担当の課長を呼んで聞いたのですが、結局、私には何のことかよく分かりませんでした。無知だから分からないという部分もあると思うけれども、何だかよく分からない、本当に分からないという部分はあると思います。

都に伺いたいのは、現場でこの一体型はどういうメリットがあるのだろうかということです。もしあるのなら伺いたいと思います。

もう一つ、そのとき特に感じましたのは、学童保育の質を担保する最大の要素は一にも二にも支援員の先生にちゃんとした給料を払うことに尽きると思いました。山内さんがおっしゃるような御懸念というか、お考えはまことにもっともだと思うのですが、そういうスキルを持った先生を雇おうとすれば、時給1,000円、1,200円で雇えるはずがない。まともな人間を雇うにはまともな給料を払う。それはどんな業態においても当たり前のことなので、それをおいてはおよそないと思います。都型というのはどうやら正規雇用というか、フルタイムで雇うらしいのですが、そうするとこの部分というのはよほどの財政負担になっているのかどうかについても伺いたいと思います。

○松原部会長 どうでしょうか。後にしますか。

○安念委員 いつでも。

○松原部会長 後ほどでよろしいですか。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 はい。

○松原部会長 では、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小山委員 こども園をやっています小山です。

実は学童もやっていて、都型もやっています。都型の学童ですと支援員にキャリアアップ補助金がつくのです。経験年数で1万円、2万円、3万円、これはすごく助かっていますが、もともとの仕事の時間が、ふだんは短くて4～5時間、夏休みになると9時間、10時間、この仕事をどうやってこなしていくのか、職員をどうやって雇って、どういう仕事を与えるのか、それがすごく課題です。やはり給料も保育所や幼稚園に比べるとそこまでの給料は出せない。

あと、パートの職員で賄うところが多いですから、夏休みはパートをどうやって増やそうか、その課題があります。支援員を増やすといっても夏休みだけ欲しいという場合がすごく多いのです。あと、代休、学校行事の振りかえの月曜日とか、学校が休みの日に突然、朝から来る。この職員の確保は本当に大変で、市で取り組んでいるのですが、学童一時預かりという制度もあるのです。それは今、保育所とこども園と幼稚園もやっています。安全・安心という面では、幼稚園やこども園ですから、かなり確保されていると思いますが、パートの学童に預ける人が中心になっています。その人たちは普段は学校があるので、学校の時間だけ働いて、夏休みはどうしようかというのが昔から課題であって、そこを解消するために学童一時預かりがかなり活躍しているような状況です。

幼稚園も学校と同じで、休みは休みで、1号認定児は夏休みに入っていますから、学校のちょうど反対側、学童と同じぐらいの時間を預かるスペースの確保というのは認証保育所以上に幼稚園のほうがあるのではないかと思います。その活用をどうしていいかというのが知られていないのです。学童一時預かりもどのぐらいの補助が出るのだろうか、特に夏休みですと、定期・一時と一緒なのです。定期・一時だったらもっと補助を出していただいて、親の負担ももう少し少なくしていただければ、活用の場所は広がっていくのではないかと思います。

そこに先ほど山内委員が言われたような勉強に当たる部分をやるのであれば講師が必要になってくると思うので、特に一日の日だと思ふのです。普段の日は学校で授業をやった後にまた勉強させるというと、かなり子供の負担になってしまいますので、やはり休みのときに活用できる講師の派遣を補助金の中でも使えるような、普段の日だったら、保育所がやっている子育てひろば事業を保育所と一緒に協力できないかと思うのです。職員がせっかくいるのです。保育所も今、職員確保はなかなか厳しくて、一時預かりもひろば事業も職員が集まらないので撤退するということでやめている保育所が出てきています。できたら、こども園などは結構広いところがあったりしますので、こども園や保育所でやっているひろば事業に学童支援員が協力するという体制をとっていただければ、かなり活用の幅が広がっていくのではないかと思います、そういうことができないかと思っています。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかに手を挙げていらっしゃった方、どうぞ。

○伊東委員 世田谷区の伊東です。

今、小学2年生の子供の子育てをしているところですが、論点とは大分離れてしまう素朴な質問です。今、これだけさまざまな支援の中身の充実を図る話し合いをして、中身づくりをしているところだと思いますが、親としましては、大変ありがたい話を聞いていて、なるほどと思っているところです。これを支援を必要としている子育て世帯の方々に届ける、伝えるというところが一番大事なのではないかといつも感じていまして、無知なので申しわけないのですが、どのようにしてこれを広く多くの方々に伝えようとしているのか、特に策をとられているのかどうか、これからどうされようとしているのか、その部分を知りたいと思います。

○松原部会長 後ほどお答えいただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○吉岡委員 東京都小学校PTA協議会の吉岡と申します。

今、私、実は世田谷区で学童クラブのプレイングパートナーのアルバイトをしております。先ほどのさまざまな御質問にも世田谷区のことでは少しお答えできるかと思えます。

世田谷区は、学校の施設で学童クラブのお子さんと、1年生から6年生まで放課後、学校に残って遊べるということで、新BOP (Base Of Playing) という形をとっております。そちらのほうには世田谷区の常勤・非常勤の指導員と私のようなプレイングパートナーというアルバイトの主婦、大学生、65歳までのアルバイトの人員がおります。1年生から3年生までの学童クラブに対しては、おやつ時間もございます。

ただ、世田谷区は待機児童を出さないということで全員受け入れているのですが、以前は50～60人だったところが、今、マックスで140人の子供を預かる日がございます。それに加えて、保護者会の日には一般の子供たちも受け入れておりますので、200人近い子供が例えば多目的室に行ってDVDの観賞をする、体育館を開放してそこで遊ばせるのですが、やはり人手不足というか、それは否めないところです。

それと学習の時間を設けております。何時まではおやつの時間、BOPの一般のお子さんはおやつはありませんので、その間は普通にお友だちと遊んでいて、帰宅時間に合わせて何時帰りのお子さんはどうぞということで順番におやつを食べてもらって、その後外遊びをしたり、体育館遊びをしたり、さまざまな自由な時間の後に学習の時間を設けています。基本的には、宿題をやったり、学習塾のものを持ってきたり、自分の学習をしたりしています。ただ、それは強制はできないので、家に帰ってからやるというお子さんもいらっしゃいます。そういうような一日のスケジュールで行っています。

世田谷区の61校の中で、ことしは5校が午後7時15分までのお預かりということでモデル校となって、私はきのうも午後7時20分まで勤務してきたのですが、

最後まで残っているお子さんは1人か2人です。ただ、先生方が5時半、6時にちょうど学童クラブの部屋の前を通って退勤されるのですが、そこでまだ1年生の子がお母さんの迎えを待っている、そんな状況も現実的にはありますので、長い時間、学校に朝の8時半から夜の7時15分まで低学年の子がいることがどうなのだろうかというところがあります。ちょっと論点がずれてしまいましたが、そんなことも含めて、今後、働き方がどうなのかということにもなってしまいますのでけれども、これから夏休みは受け入れの人員ももちろん不足していますが、子供たちも朝8時半から夕方6時まで学校の中で過ごします。やはり安全・安心が一番大事なので、普段だったら公園で少しはやんちゃなこともできると思うのですが、「やっちゃダメ」ということが大変多くなりまして、その辺も「かわいそうだな」と思うところです。

世田谷区の場合には、大学もたくさんありますので、教員を目指す学生さんたちのアルバイトも非常に多くなっております。特に教員を目指している学生さんに向けて夏季休暇、長期休暇のあたりはアルバイトの募集などを告知できたらいいと考えております。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

連合の吉田さん、手を挙げていらっしゃいました。

○吉田氏 連合東京の吉田泰です。

2つ申し上げたいと思います。

先ほど妊娠時もありましたけれども、面接を行った時の話です。地域における子育てにおきまして、利用者支援事業、基本型が大事です。しかしながら、子育て家庭が使いこなせていないと聞いております。子育て家庭をつないでいただきたいと思ひますし、転居家庭を受けとめることも必要です。地域子育て支援コーディネーターと子育て家庭との接触などの先に日常的につながる場があると孤独な子育てにならないと考えます。

次に、最も家庭の現状が見えやすい一時預かり事業、これは国の制度ですが、子育て家庭のニーズに必ずしも応えられていない現状にあり、事業運営がしづらいとの話も聞いております。また、預かる理由を聞き取れていない。自分の病気、母が倒れたとか、親の介護、子供を一時預かりで一時的に手放すことができる事業によって地域でその子供を知っている人がふえるように、事業をより増やし、身近な地域資源になるとよいと考えます。よろしく願いいたします。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○吉田委員 吉田です。

私が代表をしているNPO法人「グリーンパパプロジェクト」で先月から放課後児童クラブの運営を始めました。埼玉の鴻巣市ですが、2カ月弱経験するに当たり、やはり子供たちの心のケアをいかにしていくかということも考えていかなければいけないのではないかと思います。学校という場で規律で抑圧されている状況の中から、リラ

ックスして、解放されて学童の施設に帰ってくるのですけれども、例えば暴れまくる子供がいたり、奇声を発する子供がいたり、学校は学校で大変だと思いますが、ある程度締めつけられる中で一日を過ごしているのだと思います。

そういう状況の中で、学童クラブという場でどう過ごしていくか。安全・安心というところで言えば、もちろん体力的なケアだとか、そっちの面も、外で遊ぶというところも必要だと思いますが、発達障害とか、いろんな状況にあるお子さんたちをケアしていくことも、もちろんそれは放課後児童支援員を含めて、スタッフだけでは対応できない部分もあると思いますので、そこは専門的なカウンセラーが1週間に1回行くとか、それは学校と同じ仕組みかもしれませんが、うまく活用できるようにしていく。また、教育的なところは非常に難しいという実態も自分自身経験する中で考えていますが、家庭ではなく学校でもない、中間的な過ごす場として、どうその時間を子供の成長に使っていくのかということも、そこはトータルに地域の資源を有効に使いながら子供たちをケアしていくことが必要ではないかと思いました。

以上です。

○松原部会長 篠原委員。

○篠原委員 篠原です。

今、吉岡委員と吉田委員のお話を伺っていて、私の周りの学童クラブに通っているお子さんの現状はまさにそのとおりだと思いました。ここの半分ぐらいのスペースに125人の子供がいる、そういう現状も見せていただいた中で、そこでお仕事をされている方は、安心と安全なので、騒いではだめ、けんかをしてはだめというようなところで、果たしてここで子供はどんな経験ができるのだろうかというのを見たときに私はすごくショックだったのです。中間的な、家庭でもない、学校でもない、では学童クラブはどういう役割を果たしたらいいのだろうか、そこで子供たちはどんな経験をし、何を身につけていくのかという、まさに質の確保ということがテーマとして出ておりますが、その現状を把握した上で議論する必要があるのではないかということのを改めて思いました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○今野委員 東京都民間保育園協会の今野でございます。

私ども保育園をやっているわけですが、卒園生がもちろん学童クラブに行っているわけですが。保育園時代は仕事をしていただけけれども、小学校に入ったら学童クラブに預けられなかったり、預けてみたけれども、先ほど御意見があるようなカオス的な状況だったりというところで、結局仕事を辞めてしまったという話は保護者から本当によく聞かれます。今、待機児童の数も具体的に出ていますが、これもきっと保育園等の待機児童と同じように、潜在的待機児童の数はもっといるのだろうと想像できます。

もう一つ、今、話にあった質という問題ですね。保育所の待機児童が一番問題だったころにも量の話ばかりが話題になっていて、やっと最近になって質の話になってきました。学童も全く同じで、これから待機児童問題が顕著化していく中で、大切になっていくのは、質の問題なのだと思います。

実際、解決策がどういうふうになっていくのか、今、保育所自体もまだ質の問題は解決しているとは思っていませんので、これから学童の質をどういうふうに改善していくのかを考えると、先ほど横田委員からも、小山委員からもありましたが、現状の小学校や児童館以外の場所、いろんな地域のリソースを使いながら質を担保していくしかないのかなと思います。もちろん量の話も大事なのですが、特に1年生、2年生、3年生ぐらいの時期は、保育園から上がって行って精神的にまだ不安定な状態で経験することというのはこれからの小学校生活、中学校生活にすごく大きな影響があると考えていますので、そのあたりの放課後の生活というのもすごく大切な時間だと思います。保育園も幼稚園もこども園も認証保育所も含めてですけれども、そういうところには人的リソースももちろんありますし、子育てのノウハウの部分ではたくさん詰まっています。安全・安心の環境もごさいます。そういうところをぜひ活用していただいて、量、質ともに確保できるようにしていきたいと考えているところです。

○松原部会長 ほか、いかがでしょうか。

かなり厳しい御指摘と具体的な提案を幾つかいただいております。事務局のほうの回答をしていただく時間に移ってよろしいですか。どうぞ。

○糸原委員 今、学童クラブの話が中心になっていたので、お話を伺っていたのですが、それに関連することかと思いますが、論点整理のところの「要支援家庭を適切な支援につなぐ取組の強化」というところでお話しさせていただいても大丈夫でしょうか。

○松原部会長 はい。

○糸原委員 今、このことは大きな課題になっていると思います。この資料を見ましても、子育て家庭に対するアウトリーチ型の支援がありますけれども、さまざまな子育て支援の「ひろば」等に出てくる保護者はそれほど問題はないと思いますが、そういうところにも顔を出すことができない親子がたくさんいると思っています。アウトリーチ型の支援というのがとても大事になってきますが、そういう家庭はえてしてアウトリーチ型の支援も拒否する傾向にあるかなと思います。そういうときに、園でもいろんな機関と相談はするのですけれども、それぞれが独立していてなかなか前に進んでいかないという状況もあり、いろんな組織と一緒にケース会議を進めるというシステムが義務づけられているのかいないのか、その辺も一緒に含めて、そういうシステムづくりが必要ということ強く感じています。

○松原部会長 ありがとうございます。

利用者支援も必要ですが、それでもなお利用されない世帯については、伝統的な課題でもありますので、新たな制度のもとで工夫できればという御意見だったと思います。

それでは、事務局のほうからお答えいただけるところはお願いしたいと思います。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

一番最初に、横田委員から認証保育所での学童の利用というお話がありました。学童保育につきましては、児童福祉法に基づいて各区市町村が条例を策定して実施するところがございますが、各区市町村の条例を遵守するものであれば認証保育所でも実施が可能でございます。東京都としても認証保育所における学童クラブの実施を認めないとか、そういうことは出来ないということではございません。今、たくさん意見をいただきましたが、さまざまところでの展開、さまざまな専門職の活用というところでも参考になる意見をいただきましたので、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか、学習の支援、教育面でのニーズというのも現場の状況なども把握しなければならぬと思っております。

それから、一体型のメリットでございますが、学童の生活の場として学童保育、おやつを食べたりということで生活の場としてありますけれども、学童にいながらも、学童保育ではなく、学年を超えた近所のお友だちとも一緒に遊べるといったメリットもあると思っております。

学童保育の質の担保というところで、先生方の給与を上げる、賃金を上げるというところでありますが、そこについてもキャリアアップ補助制度もございますので、区市町村が取り組みをしやすいような制度も考えていきたいと思っております。

都型学童の財政の状況で、31年度の予算額でもよろしいでしょうか。

○安念委員 いいですよ。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 31年度の予算額が約12億3000万です。東京都でっております。

○松原部会長 どうぞ。

○安念委員 私が知りたいのは、都型の場合の支援員の人件費と、そうではない、都型ではない人件費とでどのくらい違うかを知りたいのです。何を言いたいかという、支援員の先生を一人でも正規雇用にするのが決定的に重要だと思いますが、それはすごく大きな財政負担なのかどうかを知りたいのです。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 どのぐらいの金額かというのは宿題にさせていただきます。よろしいでしょうか。

○安念委員 もちろんです。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 ありがとうございます。

あと、夏季休暇のときのパートの方々とか、そういった支援員の確保という実態も、今日教えていただきましたので、そういったところの実態把握も含めて今後何ができるか検討していければと思っております。「子育てひろば事業」や保育所、そういうとこ

ろを利用するというのも一つのアイデアかと思ったところでございます。

こうした子育て事業を子育て世帯に伝えていくことが非常に大事だというお話をいただきました。実施主体が区市町村になるので、住民の方々に直接宣伝していただくのは区市町村になりますが、東京都としては、区市町村がやっているさまざまな事例などについても横展開をしていっております。区市町村の補助金の説明会とか、そういうところで御説明させていただいたりというところで工夫をしておりますが、引き続き、そこも考えていきたいと思っております。

それから、学生さんの利用というところも大事かと思っておりますので、そこは参考とさせていただければと思っております。

学童クラブに来るお子さんたちの心のケアの専門職の必要性というところも大事な意見だと思っております。そこも実態の把握をしながら、どういうものが必要か、現場の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

学童クラブの役割、それから、子供に何を体験させるのか、何を身につけさせるのか、これは基本に返って子供たちにどうすべきなのかという点で、やはり現状を知った上で議論していく必要があると感じております。

そのほか、地域の保育所や認証保育所など、さまざまなリソースを活用するというところも、この時期、お子さんたちをどういうふうにしていくかということについても大切な御意見と思っております。

それから、要支援をつなぐ取り組みの強化でございますが、往々にして、アウトリーチも拒否するような、うちにも入れないお子さんというような御家庭もございます。要支援、要保護が必要な家庭については子供家庭支援センター等につないでいただいております。そういった意味で、子供家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会をスムーズに開催できるように今年度については、その事務作業が子供家庭支援センターの職員もできないというところもあって、そうしたところの調整員のクラークというような、事務職員の支援の補助というところもつくっております。そうした要対協のスムーズな進行ができるような形で東京都も支援を引き続きしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大木教育庁地域教育支援部生涯学習課長 私の方からも説明させていただきます。

特に質の確保というところで教育的な面をというお話についてでございますが、放課後子供教室のほうも学童クラブとの連携ということで、国の補助上限は日数が250日未満ということで、学童クラブの条件と重ならないような形になっております。都としては、250日を超えて実施する放課後子供教室についても応援していくというスタンスで、そこについて今年度、都独自の補助を開始したところでございます。

あわせて250日以上開始する以上、中身の充実も重要であるということで、先ほどお話の中にも出てきましたが、例えば英語やプログラミングなどを継続的に実施する仕

組みにつきまして、独自の上乗せ補助を今年度から始めたという形で、区市町村の支援を厚くしました。放課後子供教室はあくまで居場所の提供ということで、学童クラブとはそもそも趣旨が違うのですが、その中でも地域の方々に見守られながら、なおかついろいろな体験ができるような環境をつくっていくという形で教育委員会としても支援しているという状況でございます。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 私のほうから利用者支援事業を少し御説明させていただきたいと思えます。

資料7の18ページの左上の部分が利用者支援事業のメインのところ、基本型・特定型となっております。資料だと分かりにくいと思いますが、「子育てひろば」や行政の窓口などに利用者支援専門員を配置しまして、相談を受けて、ニーズを把握して、例えば保育所や幼稚園のほか、ファミリーサポートセンター、そういったいろいろなサービスを御紹介して選んでいただくという取り組みが利用者支援事業でございます。先ほど使いづらいという御意見をいただきましたので、どこに課題があるのかというところをこれから検討してまいりたいと思えます。

もう一点、子育て世帯にどういうふうに事業を伝えていくかということです。先ほど家庭支援課長からもお答えがございましたが、こちらの計画のほうで167ページを御覧いただければと思えます。コラム6で「とうきょう子育て応援ブック」の発行ということを書いております。内容としましては、子育てひろば、子供食堂、一時預かり、そういったものが網羅的に紹介されているブックになっておりますが、こちらが確実に保護者の方の手に届きますように、3年前から全ての小学校1年生に学校を通じて配布する取り組みを進めております。毎年、小学校1年生が入れかわっていきますので、そのときにこちらを配布して、保護者の方は学校を通じて配られるものは比較的目を通していただけるという調査結果も出ておりますので、そういった形で事業の周知を図っております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

今日は、母子保健と子ども・子育て支援の具体的な取り組みを事務局から御紹介いただき、特に子育て支援は学童保育のこと、放課後児童対策のことで御報告いただいて、さまざまな御意見をいただきました。

いずれにしても切れ目のない支援が大切だという御意見があって、それは多分、年齢的に切れ目のないことと同時に、同じ年齢層であっても横の連携が必要ということだろうと思えます。ただ、連携というと、個々に事業があって、そこで関係をどうつくっていくかということになるので、一体でやれるものがどのくらいあるのかなのか、そういう検討もすべきで、資源の有効活用という御意見もありましたので、そのことと、そ

の中で人材をどう育成・養成して定着していただかというところもあろうかと思
います。

利用者支援事業のお話を最後にしていただきましたが、高齢者分野のことを考えます
と、ケアマネジャーさんがいて、まさにアウトリーチで自分のところに来てくれるわけ
です。児童分野はまだまだ行かなければ、いけない。でも、東京都の場合には随分工夫
をしていただいて、拠点にはいらっしゃるようになっていきます。全国的に見ると役所に
一人ぽつんと座っているだけというところもないわけではないので、相当工夫を
されていると思いますが、もう少し積極的な利用者支援をしてもいいと私自身は考えて
います。なおその上で利用してくださらない方、あるいはかえってドアを閉ざしてしま
う方がいらっしゃるので、そこ辺をどうアプローチしていくのかということも必要にな
るかと思えます。

今日、理念的なところで出ていたのは、母子保健にあってもそうですが、男性のこと、
あるいはジェンダー的な前提を入れないような取り組みも必要ではないかという御意
見をいただきました。このこともすごく大切だと考えております。

それと、今日は教育庁の方が見えていただいて非常にありがたかったのですが、資料
4-1で年齢別になっているもの、4-2で子育て支援施策というのがあります。これ
は重ねて透かして見ると重なり具合が分かるのですが、この年齢区分でいうと教育にお
けるいろんな関わりというのものもあるはずなので、こういう資料が出来るところにやはり
そういう理念的な課題があるのかなと思えます。一覧性を持って議論がなかなかできて
いない、我々も議論がなかなかできないというところがあるのではないかと。お話の中で
御意見が出ていた、例えば中学生、高校生が育児体験をするというのはその間に挟まっ
てきたような教育にもかかわるところですし、子育て支援にもかかわるところです。そ
ういったように俯瞰的に見て議論するということが今後、必要になってくると思えます。

個人の感想も含めて、少しまとめの発言をさせていただきました。どうぞ。

- 吉岡委員 お時間のないところを申しわけありません。先ほどから学童クラブの話が出
ておりまして、私、先ほど大学生ということで御提案させていただいたのですが、実は
うちの新BOPにも東京学芸大学の学生さんが来ています。美術なのですけれども、今
度、子供たちとワークショップをやってくれるということで、そのような企画もしてお
ります。例えば東京都の幾つかの大学に向けて、要は、孫を見ている私たちのようなお
世話をする人と、お兄さんやお姉さんのように体を使って遊んでくれたり、学習のサポ
ートも大学生であればできると思えますので、一緒に子育てのお手伝いをしてもらえま
せんかというようなことができたらいいいのかなと、考えていただけたらと思いました。

以上です。

- 松原部会長 ありがとうございます。東京はたくさん大学がございますので。

それでは、事務局からの連絡をお願いしたいと思います。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日は貴重な御意見をあり

がございました。いただいた御意見については、整理した上で次回会議で報告させていただきます。

次に、今後の予定としまして、資料9を御覧ください。次回は、8月9日に第15回の全体会議、第16回の計画策定推進部会、合同会議という形で開催させていただく予定でございます。正式な通知は後日お送りさせていただきます。次回ですけれども、現計画の事業の進捗状況の報告と二期計画の策定に向け、乳幼児期の教育・保育等について取り組み事項の検討を予定しております。

委員の皆様から提出資料がございます場合には事前に事務局までいただけたらと存じます。そのあたりの期日につきましても、また改めて御連絡させていただきます。

なお、本日の配付資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにしていただければ、後日、郵送させていただきます。常用資料のパイプファイル及び計画などの冊子につきましては、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○松原部会長 どうぞ。

○篠原委員 時間がないところ、申しわけないです。次回が目標の2のところになってきますので、きょう、質問でお伺いした5歳児健診のことについて、実施されている自治体の情報でメリット・デメリットがわかりましたら、まとめてお知らせいただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松原部会長 よろしく願いします。

それでは、改めまして、今日の会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後4時02分

閉 会